

郵送による転出届

※ 届書や添付書類に不備があった場合、事務処理が遅れることがありますのでご注意ください。

※ 転出に伴い、国民健康保険、介護保険、児童手当等に該当される方は、別途手続きが必要になります。

大子町長 あて

記入日	平成 年 月 日	届出人氏名	印
連絡先電話番号	()	(自宅・勤務先・携帯)	※平日午前8時30分～午後5時15分の間に連絡のつく電話番号を必ずご記入ください

今までの住所 (方書)	茨城県久慈郡大子町大字	世帯主の氏名	
新しい住所 (方書)		世帯主の氏名	
転出日 (予定日)	平成 年 月 日 (必ず記入してください)		

転出する方		
(届出人を含めて転出する方全員を記入してください)		
ふりがな 氏名	生年月日 性別	マイナンバーカード 住民基本台帳カード } の有無
	明・大 昭・平 年 月 日 男・女	あり・なし
	明・大 昭・平 年 月 日 男・女	あり・なし
	明・大 昭・平 年 月 日 男・女	あり・なし
	明・大 昭・平 年 月 日 男・女	あり・なし
	明・大 昭・平 年 月 日 男・女	あり・なし

郵送による手続きに必要なもの

- 1 この交付申請書に記入し、大子町役場町民課に送付してください。
※電話番号については、日中に連絡のつくものを必ず記載してください。

2 本人確認書類

届出人の本人確認書類のコピーを必ず添付してください。

1点でよいもの	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、顔写真付き住民基本台帳カード（住基カード）、パスポート、官公署の発行した顔写真付きの証明書など
2点以上 必要なもの	健康保険証、介護保険被保険者証、顔写真なし住民基本台帳カード、年金手帳、社員証、学生証など

3 返信用の封筒

- ア 切手を同封し、請求者の住所、氏名を記入してください。
※返信用の住所は、届出書中の新住所又は旧住所に限ります。
- イ 速達等を希望の場合は、封筒に「**■速達■**」と朱書きし、必要分の切手を同封してください。
- ウ 切手代不足の場合は、「受取人払い」にさせていただきます。
- エ 余った切手は、返却します。

4 手数料

不要です。

◎マイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カードをお持ちの方へ

転出の届出をする世帯の方に一人でもマイナンバーカード又は住基カードをお持ちの方がいて、転入先でも継続してカードを利用される方がいる場合には、原則として、転出証明書は発行されません。

手続きにあたり、次の3点についてご注意ください。

- ①上記1及び2の書類を郵送してください。転出処理が終わりましたらお電話にてご連絡いたします。
※転出証明書は発行されませんので、返信用封筒は不要です。
- ②新しい住所に住み始めてから14日以内に必ず、マイナンバーカード又は住基カードを持って、転入先の市区町村で転入の手続きをしてください。
※14日を経過してしまうと「転出証明書」が必要となり、再度申請が必要となります。
- ③転入の手続きの際には、暗証番号の入力が必要です。

【その他注意事項】

※転出届を受付した時点で、新しい住居に住み始めてからすでに14日を過ぎている場合には、各カードを使った転入は出来ません。

この場合には、転出証明書を発行しますので、返信用封筒を同封してください。なお、各カードの利用もできなくなります。

【送付先】

〒319-3526 茨城県久慈郡大子町大字大子866番地
大子町役場 町民課 町民担当あて 電話 (0295) 72-1112